

1. 総括

全国被害者支援ネットワークでは、日本財団の助成を受けた海外調査事業として、欧州の先進的な被害者支援の取組みの実態を学ぶ目的で、平成28年2月28日－3月6日に9名の調査団を派遣した。訪問都市は、英国のグラスゴー、ロンドン、ドイツのヴィースバーデンとマインツである。

周知のように、これまでの約40年間、犯罪被害者支援活動において国際的にも模範となってきたのは、英国のヴィクティム・サポートやドイツのヴァイサー・リング（白い環）といった、豊富な資金力と多数のボランティア・スタッフに支えられた民間被害者支援組織である。両組織の活動に関しては、これまで我が国でもいろいろな機会に紹介されている。しかし最近になり、先進的と言われてきたその両国にもさらに新たな動きがあり、今回の調査事業が重点を置いたのは、英国やドイツで実際の被害者支援活動がどのように運用されているのか、その最新の内容についてできるだけ具体的な情報を得ることであった。その目的のために、日程上の制約も考慮した上で、調査テーマと訪問先を絞り込み、ヒアリングと質疑にそれぞれ十分な時間を当てるようにした。

訪問先と調査テーマは、犯罪被害補償審査会（グラスゴー）「2012年法改正後の英国の新たな犯罪被害補償制度のスキーム」、性暴力付託センター（グラスゴー）「性犯罪・性暴力被害者支援におけるワンストップ機能の理念と形態」、シチズンズ・アドバイス（ロンドン）「裁判証人を支援する証人サービスの運用実態」、ヘッセン州司法省及びヴィーズバーデナー・ヒルフェ（HILFE）（ヴィースバーデン）「州設立支援組織の専門職スタッフによる被害者支援活動と証人サービス」、ヴァイサー・リング本部（マインツ）「ボランティア組織による被害者支援活動とホットラインの運用実態」である。

大きな改革として、英国のイングランドとウェールズでは、警察業務の適正化を目的に2012年よりPolice and Crime Commissioner（PCC）の制度を導入した。この制度は、各警察本部が管轄する40の地域ごとに任期制のコミッショナーを公選し、その他マンチェスターとロンドンは市長がその職を兼務するものである。初回選挙は2012年11月、第2回目選挙は2016年5月に実施された。コミッショナーはそれぞれの地域のPolice and Crime Planを策定しなければならないが、犯罪の低減や警察業務の向上に加えて、犯罪被害者支援サービスも計画の中に含まれている。それに合わせて2014年には、国が被害者支援業務の責任と予算を各コミッショナーの管轄に移譲した。したがって現在は、ヴィクティム・サポートも、各地域でPCCが策定した被害者支援サービスに参入するためには入札に勝たなければならない。

一方、ドイツでも、全国16州のそれぞれでシステムに相違はあっても、資格を持った専門職による被害者支援をより拡充する動きが全国的に広がりつつある。実際に、専門職による犯罪被害者支援組織を統括するado（社団法人ドイツ連邦共和国被害者援助労働共同体）のような組織が、専門職を対象として支援技術の向上にも努めている。専門職による被害者支援の先駆となってきたのがヘッセン州のヒルフェであり、ボランティ

アに頼ったヴァイサー・リングの活動とは、連携しながらも、ある意味対照的である。

今回の調査訪問に当たっては、事前に日本から質問項目を取りまとめて送っていたことで、いずれの訪問先でも入念に準備された説明と資料提供を受けることができ、大いに参考となる具体的な情報を得ることができた。調査報告は訪問先ごとに、視察要約、現地での説明の録音内容の反訳、そして説明スライドの翻訳及び資料から構成した。

犯罪被害補償審査会 Criminal Injuries Compensation Authority: CICA

1996年設立のCICAは、暴力犯罪による被害者の補償申請の審査と支払をする、英国法務省所管の政府系機関であり、現在はスコットランドのグラスゴーに置かれた本部が、アイルランドを除く英国全域をカバーしている。毎年約6万5千件の申請を受理し、約2億ポンドの補償金を支払っている。現行の補償制度は2012年の改正法によるものである。暴力犯罪の結果生じた傷害やその後遺症に対する補償額は、障害等級表（タリフ）に基づき、第一等級1,000ポンド（約16万円）から第25等級25万ポンド（約4,000万円）までに分けられる。遺族給付もこれに基づくが、遺族の人数にかかわらず亡くなった被害者一人につき合計50万ポンドを上限としている。

英国の医療は国民健康サービス（NHS）により原則無料給付されるので、被害者への医療給付も同様に無料である。また単一の政府系機関が一括管理する英国の制度と、犯給法により都道府県警察が自治体ごとに管理する我が国の制度とでは仕組みの相違はあるが、我が国でこれまで議論となってきた国外発生事案、親族間犯罪、精神的外傷の補償などについて、英国での実際の審査基準等は参考となることが多いであろう。

なお2012年改正法の成立背景については、今回特別にご寄稿いただいた奥村論文で詳しく解説されている。

サンディフォード性暴力付託センター・アーチウェイ Sandyford Sexual Assault Referral Centre (SARC), Archway

英国各地にある性暴力付託センター（SARC）は、婦人科診察室を備えたNHS施設であり、警察との協力関係のもとに運営されている。一カ所でのワンストップ機能（英国ではone-stop-shopと称される）として、証拠採取を含め医師による法的な医学検査や性感染症等の検査、緊急避妊用ピルの処方、看護師や相談員（クライシス・ワーカー）による被害相談と初期精神援助を、通常24時間365日提供している。またニーズに応じて法的支援サービスや専門的な心理ケアに繋げる機能も果たしている。警察通報の有無や性別にかかわらず被害者を受け入れており、警察への届出をすぐには望まない場合には匿名での証拠保管も行っている。ただし、原則として証拠採取可能な事件発生後早期（施設により期間に幅はある）の被害者を主な対象としている点が、一般のレイプ被害者支援機関とは異なっている。SARCの活動は、我が国の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業のあり方を考える上で、参考となることが大である。

今回訪問したアーチウェイは、グラスゴーとその周辺地域を管轄するスコットランド

では唯一の性暴力付託センターである。サンディフォード性保健センターの隣接施設内に独自の婦人科診察室を備え、中核となる常勤スタッフは看護師と相談員である。その運営理念は明白であり、精神的ショックの大きい被害者が「ほっと息をつけるような」安心できる環境を整備し、それによって警察通報への抵抗感を軽減し、性犯罪の摘発率の向上に寄与することも念頭に置いている。利用者は事件発生後7日以内の13歳以上の被害者に限定している。利用者の8割は警察官同伴であるが、警察への届出を当初は希望しない被害者も証拠採取し匿名での証拠保管が可能である。初期援助後の法的相談や専門的心理ケアの提供については、しっかりとした連携体制が構築されている。

シチズンズ・アドバイス Citizens Advice: CA

CAは英国内の338独立慈善団体のネットワーク組織であり、市民生活上の様々な問題に関する情報提供や相談を無料で行っている。裁判証人を支援する証人サービスは、事の性質上PCCではなく法務省の管轄下に置かれており、かつてはヴィクティム・サポートが受託していたが、3年前からは入札に勝ったCAが独自部門として立ち上げ事業展開している。続いて訪問したロンドン市内の刑事法院（Crown Court）では、裁判所内に設置された証人サービスのスタッフ事務局や法廷の様子を見学し、サービスの実際の流れについて説明を受けた。証人サービスは中立的立場として被告側証人にも提供されるとはいえ、被害者や被害者側証人を法廷内で支援する大きな役割を果たしてきた。英国ですでに25年の歴史がある証人サービスは、今後我が国でも何らかの形での導入可能性を検討する価値があると思われる。

ヘッセン州司法省及びヴィースバーデナー・ヒルフェ Wiesbadener HILFE

ヘッセン州の州都ヴィースバーデンにある美しく荘厳な建築の州司法省で、ドイツにおける被害者の保護や権利に関する法制度の歴史について、元裁判官でヒルフェ理事長のゲープハルト氏より詳しい説明を受けた。2017年1月から施行される第3次被害者保護法改定では、心理社会的支援の強化が中心的課題とされている。次いで、ヘッセン州が先駆的モデルとして設立した、ソーシャルワーカーなど専門職による被害者支援組織・ヒルフェの活動について、グートツァイト氏より説明を受けた。有償の専門職スタッフが司法手続きやトラウマの心理的ケアについても研修を重ね、相談所でのカウンセリングや付添い支援、証人サービスにも携っている。司法センター（裁判所）の見学では、ヒルフェの証人サービスの実際について知ることができた。後述のヴァイサー・リングとの「棲み分け」に関しては、ヴァイサー・リングによるボランティアの支援活動では間に合わない心理社会的支援をヒルフェが担っている。ただし専門的心理療法を受けるには最長1年と長期間待たされるのがドイツの実情であり、早期に数回程度の専門的心理治療が公費で受けられる病院付設の緊急トラウマセンターが一部の州では整備されている。我が国でも警察庁により専門的心理ケアの公費負担制度が発足したところであり、今後の制度充実を目指す上で参考となるであろう。

ヴァイサー・リング「白い環」本部 Weisser Ring

今年で設立 40 周年を迎えた民間被害者支援組織ヴァイサー・リングには、マインツにある本部の他、420 ヶ所の地方支部があり、本部事務局を中心に約 100 人の専従職員と、地方支部に約 3,000 人の無償ボランティアが活動している。年間の予算規模は 1,700 万ユーロ（20 億円）に上るが、公的助成は一切受けておらず、約 5 万人からの会費、寄付、罰金割当金などを資金としている。用途は、被害者への金銭援助と支援経費の他、研修、ネットワーク作り、ロビー活動などである。詳細はヴェーステン氏とマーガルト氏の説明の中で紹介されている。

さらにヴァイサー・リングが 2009 年から提供している、ドイツ全土をカバーするホットラインの運用実態も詳しく知ることができた。ホットライン専門のボランティア相談員 85 名で、毎日午前 7 時から午後 10 時までの間、3 時間交代でシフトを組み、1 日 25 - 80 件の相談を受けている。電話番号は全国共通で、自動転送方式により、貸与された専用携帯電話を使用して相談員は自宅で対応する。相談員養成やバックアップ体制も含め、詳細についてカファロ氏とシェーファー氏から説明を受けた。我が国の被害者支援センターにおける電話相談のトレーニング内容と比べても、ヴァイサー・リングの相談員養成は、やや短期間で簡便に過ぎる印象を受けたが、そのため月 1 回集まれるように相談員募集を 2 地域（マインツとエッセン）に限定したものと推測される。

調査の全体を通してきわめて印象的であったのは、どの訪問先でも、現状の問題点を乗り越え、支援活動の質的向上を図るべく前進しようとしている姿であった。したがってまた何年か経てば、活動の実態はリニューアルされていくかもしれない。そのプロセスのひとつひとつが、我が国における犯罪被害者支援活動の今後の進展のために、貴重な示唆をこれからも与え続けてくれることは間違いないであろう。

今回の海外調査事業は、日本財団の助成の下で実現できたものである。リバティ・インターナショナル社には企画に際して綿密に作業を進めていただいた。また期待したような成果を挙げられたのは、英語通訳の谷田悟氏とドイツ語通訳の荒川道子氏の力に負うところが大きい。合わせて全国被害者支援ネットワーク事務局の迫みづき氏（前任）には派遣準備で、松岡優子氏には報告書作成で、いろいろとご尽力いただいた。調査団を代表し、この場を借りてこれらの方々に深く謝意を表したい。

今回の海外調査事業で得られた成果が、我が国のこれからの被害者支援活動の発展に大いに役立つことを、調査団一同心より願っている。

（飛鳥井 望）